



発行 東京都

目次

16

公 告

○包括外部監査の結果に基づき知事が講じた措置の公表………(東京都監査委員)………

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、東京都包括外部監査人久保直生が実施した平成30年度の包括外部監査、青山伸一が実施した令和3年度及び令和4年度の包括外部監査並びに山下康彦が実施した令和5年度の包括外部監査のそれぞれの結果に基づき講じた措置について、東京都知事から通知があったので、公表する。

令和8年3月16日

- 東京都監査委員 保 坂 まさひろ
- 東京都監査委員 中 村 ひろし
- 東京都監査委員 茂 垣 之 雄
- 東京都監査委員 後 藤 靖 子
- 東京都監査委員 小 粥 純 子

平成30年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テ ー マ	監査対象(所管局等)	指 摘 等 数	措 置 状 況			
			改 善 済		改 善 中 一部改善済	未 措 置
			既通知済	今回通知		
福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について	福祉保健局	60	54	3	3	0
公益財団法人東京都福祉保健財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について	公益財団法人東京都福祉保健財団、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	27	27	0	0	0
合 計		87	81	3	3	0



平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	1-2(126)	児童福祉司の児童福祉法施行令の配置基準に対する不足について	児童相談所に配置する児童福祉司については、児童福祉法施行令に具体的な配置基準が定められており、これを基準として都道府県は児童福祉司数を定めることとされている。 平成29年度の都の児童福祉司は、国の配置基準では276人配置する必要があるところ、実際の配置は250人であり、国の基準に対して不足している。 平成31年度には基準が厳しくなり、児童福祉司の必要数はさらに多くなる見込みである。 福祉保健局は、児童福祉司について、できるだけ早く配置基準を満たす配置数となるよう対策を講じられたい。	児童福祉司については、職員定数を段階的に増員し、令和7年度において配置基準を満たした。 また、人員の確保に向け、試験(選考)制度を改正したほか、PR動画の継続的な運用、学生等を対象とした児童相談所インターンや座談会などのイベント開催を行ってきた。さらに、令和4年度からは、処遇改善として、若手職員向けの職員住宅借上げや、特別勤務手当の要件拡大・増額を行っている。 配置基準を満たす配置数を維持できるよう、引き続き対策を講じていく。	改善済
指摘	1-3(128)	児童心理司の配置数の不足について	児童心理司は、「児童相談所運営指針」において、児童福祉司2人に対して1人以上配置するとされている。平成29年度の都の児童心理司の配置必要数は129人であるが、実際の配置は104人であり、必要数に対して不足している。 なお、都の児童相談所においては、算定基準となっている児童福祉司が、その配置必要数を満たしていない状況であり、これを加味すると、児童心理司はさらに不足状態といえる。 福祉保健局は、児童心理司について、できるだけ早く配置基準を満たす配置数となるよう対策を講じられたい。	児童心理司については、職員定数を段階的に増員し、令和7年度において配置基準を満たした。 また、人員の確保に向け、PR動画の継続的な運用、学生等を対象とした児童相談所インターンや座談会などのイベント開催を行ってきた。さらに、令和4年度からは、処遇改善として、若手職員向けの職員住宅借上げや、特別勤務手当の要件拡大・増額を行っている。 配置基準を満たす配置数を維持できるよう、引き続き対策を講じていく。	改善済
意見	2-23(305)	東村山キャンパス内の資産の活用について	東村山キャンパス内の旧東村山老人ホーム跡地と旧東村山ナースホーム建物土地について、平成30年度以降、長期にわたって使用されない状態となる可能性がある。これらの資産の今後の活用策について確認したところ、いずれも明確に定まっていない状況であった。いずれも庁内ニーズを踏まえ検討しているが、関係各所との間で調整中のためである。 長期にわたり使用されない状態が続くことは、資産の有効性、経済性の観点からも望ましくない。今後も、全庁的なニーズを吸い上げつつ、活用策について早急に検討を進めるべきである。	東村山キャンパス内の資産について、旧東村山老人ホーム跡地の一部(都道4号線西側)は、関係各所との調整の結果、多摩北部医療センターの再整備用地として活用することとした。 旧東村山老人ホーム跡地の残り(都道4号線東側)及び旧東村山ナースホーム建物土地の活用については、多摩北部医療センターが現在の場所から移転することも踏まえ、関係各所と調整を行いながら引き続き検討を進めていく。	改善済

令和3年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘等数	措置状況			
			改善済		改善中 一部改善済	未措置
			既通知済	今回通知		
下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について	下水道局	100	98	2	0	0

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-37 (139)	下水道に関する調査・研究費の開示について	下水道局においても、TGSにおいても、下水道に関する調査・研究の予算は、他の事業と同様に、担当部門の要望に基づき、他の事業等との調整の中で定められている。現状の事業費と人員を調査したところ、経年推移からは異常はなく、また、調査・研究内容についても、早期に実用化されるものが大半であり、実務に紐付いていると評価できる。これらは、下水道局の技術開発推進計画やTGSの経営戦略アクションプラン2021などに掲載されることで、情報が開示されている。 しかし、調査・研究に要した費用について、経年推移が把握できるような情報は開示されていない。調査・研究活動状況の外部への情報提供として、今後、下水道局の技術開発推進計画やTGSの経営戦略アクションプランなどを策定する際には、調査・研究費の経年推移が把握できるよう合わせて掲載するなど、情報開示を行われたい。	調査・研究に要した費用の経年推移が把握できるよう、現行の技術開発推進計画及び経営戦略アクションプランの初年度である令和3年度から令和6年度までの実績を、下水道局及びTGSのホームページ上において開示した。 今後は、同様の取組を継続するとともに、現行の計画及びアクションプランの計画期間中における調査・研究費の経年推移が把握できる情報を、次期計画及び次期アクションプランに掲載する。	改善済
意見	4-11 (325)	内部統制の適切な整備及び運用へ向けた対応について	まず、内部統制体制の構築の目的には、「業務の適正な実施」という側面もあるが、「業務の効率性の確保」という側面もあるもので、このような観点を踏まえた体制の構築を検討されたい。また、現状では事故防止委員会及びコンプライアンス委員会を設置しているが、内部統制を実施する責任を明確にする必要があるため、これらの委員会に加え、内部統制委員会を設置（内部統制責任者の設置を含む。）として、体系的に内部統制を構築し運用していくような責任体制を明確にされたい。 次に、現状では、コンプライアンス等に関する社内研修は実施しているが、内部統制に係る社内研修の実績はない状況であり、内部統制の実効性の確保の観点から、コンプライアンス等に関する社内研修の実施と同時に、内部統制に関する社内研修を実施されたい。 なお、内部統制の基本的要素には、「統制環境」、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」、「ITへの対応」がある。TGSでは、現状でも適切に業務は実施されているが、上記の内部統制体制の整備や研修の実施によって、TGSにおける内部統制に対する全般的な意識が醸成され定着した後に、例えば、毎年度一つあるいは複数の業務プロセスを取り上げて、内部統制の基本的要素を踏まえた業務実施手順等の再整理及び改善を、段階的に実施していくことを検討されたい。	内部統制の体制として、令和5年4月に内部統制責任者を、令和6年6月にリスク管理委員会を設置した。令和7年2月には「内部統制システム整備に関する基本方針」を改定し、それまで定めていたコンプライアンスの推進に関する体制等に加え、内部統制の推進に関する体制を新たに定めるとともに、リスク管理委員会の位置づけ等を明記し、内部統制の責任体制を明確にした。 また、内部統制の意識醸成を図るため、令和4年11月に管理職向けの内部統制・コンプライアンスに関する社内研修を実施し、令和5年度以降も継続して実施している。 さらに、令和6年度から令和7年度にかけて会社の将来に影響を与える可能性のあるリスクを洗い出し、そのうち「人材に係るリスク」を重要リスクとして設定した上で、昇任制度の見直しや研修制度の充実など、業務プロセスの改善を図った。 引き続き、構築した内部統制の責任体制の下、内部統制に対する意識を向上させるとともに、業務の適正な実施、業務の効率性の確保を図っていく。	改善済

令和4年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テ ー マ	監査対象(所管局等)	指 摘 等 数	措 置 状 況			
			改 善 済		改 善 中 一 部 改 善 済	未 措 置
			既 通 知 済	今 回 通 知		
港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社の経営管理について	港湾局	89	84	5	0	0

令和4年度包括外部監査 港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社の経営管理について

区分	番号(頁)	項目	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-10(60)	契約金額の検証について	船舶運航管理業務について、都は専門性が高く委託できる事業者が1者のみであると考えており、当該業務は検査員による履行確認が必要ないため、書面による履行確認を行っている。また、契約金額の検証の有無や妥当性、正確性について確認できなかった。契約の締結に当たっては、金額の正確性及び根拠資料との整合性を確認し、人件費計上金額の根拠となった職員が業務に従事していることや、設備費用の実費を確かめた場合は、その旨を記録するか、あるいは領収書等のコピーを保管する等により、適切に審査を行った証拠を残されたい。	本業務委託の積算が適切であることを確認する方法として、チェックリストを作成した。令和8年度の契約については、本チェックリストを活用して算出の基礎となる基準や業務実績などを確認し、適切に積算を行った。今後は、チェックリストを活用し、適切な積算を行っていく。	改善済
意見	2-7(183)	日の出ふ頭頭の船着場を含めたにぎわいのある水辺空間の形成について	今後、実施が見込まれる周辺地域の再開発事業との相乗効果を発揮できるよう、日の出ふ頭の船着場を含めたにぎわいのある水辺空間の形成について、スピード感を持って再開発を進めるため、例えば、民間提案制度やサウンディング調査なども活用しながら多様な民間事業者と積極的に協議する場を持つとともに、工程表を作成し、計画的かつ迅速に対応することを検討されたい。	民間事業者へのヒアリングや委託調査で判明した外部環境の変化を踏まえ、より魅力的なまちづくりを実現するため、ふ頭全体を対象に再整備する方向で検討を行い、工程表を作成した。今後は、港湾関係者との調整や民間事業者へのヒアリング等を重ねながら、工程表に基づき取組を進めていく。	改善済
意見	2-8(188)	晴海客船ターミナルビルのトータルコストの比較について	暫定施設であっても、新たな施設の整備を行う以上は、そのトータルコストについては適切に算定することが求められる。今後は、暫定施設の整備の是非判断を行う際には、必ずトータルコストの比較を行い、その費用対効果を分析した上で、意思決定の根拠を明らかにし、説明責任を果たすことを検討されたい。	暫定施設の整備に当たって、施設の所管部所がトータルコスト等の比較検討を行い、その結果を意思決定の根拠として取り扱うため、この手順を定めた指針を策定した。本指針を、令和7年12月に局内に周知した。また、今後は本指針について、毎年度周知を行っていく。	改善済
意見	3-16(287)	海上公園における喫煙・禁煙について	公園における灰皿等の設置に関しては、これまで公園内の灰皿を集約し、また、できる限り利用者の少ない場所へ移設するなどの対応を行ってきたが、公園周辺の開発状況の変化や利用形態の変化などにより、現在の利用実態に合わない場所が生じてきていると思われる。改めて、利用者の公園内の動線やニーズの把握など、各公園の総点検を実施することによって、公園ごとに灰皿等の設置有無や、設置する場合は設置場所を検討し、受動喫煙防止のための取組を継続されたい。	全ての公園について喫煙実態を把握するため、各公園共通のチェックリストを作成し、令和5年4月から10月にかけて総点検を行った。点検結果を踏まえ、受動喫煙防止の観点から、各公園を禁煙・分煙に区分し、令和7年12月に港湾局ホームページで公表した。また、受動喫煙防止のための取組として、禁煙とする公園における灰皿の撤去、分煙とする公園における喫煙場所の新設や仕様変更の工事、公園利用者への周知や巡回時の声掛けなどを行っており、引き続き適切な管理運営に努めていく。	改善済
意見	3-20(299)	晴海ふ頭公園へのアクセス方法について	晴海地区では、周辺駐車場の駐車可能台数が少ない状況にある。晴海客船ターミナル駐車場と隣接する晴海ふ頭公園の駐車場について、状況に応じて両施設の利用者が柔軟に駐車可能となるような運用を検討されたい。例えば、クルーズ船利用客がいらない閑散日などは、自家用車による来園者にも晴海客船ターミナルの駐車場を案内するなど、駐車台数の確保に関して検討されたい。	駐車場の確保について、晴海客船ターミナル及び晴海ふ頭公園の指定管理者と協議を行い、クルーズ船が停泊しない日には、公園利用者も客船ターミナルの駐車場を利用できるようにした。今後は、両指定管理者が協議した内容に基づき適切に運営するよう、確認及び指導を行っていく。	改善済

令和5年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘等数	措置状況		
			改善済	改善中 一部改善済	未措置
中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について	中央卸売市場	79	64	15	0

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-1 (47)	地方卸売市場との連携の強化について	卸売市場のネットワーク強化のためには、地方卸売市場との連携も重要であるが、経営計画では、多摩ニュータウン市場(中央卸売市場)において、国立市場(地方卸売市場)との連携・補完機能の発揮に努めていることとどまっておらず、ヒアリングにおいても、地方卸売市場との関係においては、十分な連携が図れているとは言えない状況であった。 9市場の地方卸売市場のうち8市場は多摩地域にあることを踏まえ、特に、多摩地域内や、多摩地域と区部との関係においてネットワーク機能の強化を図るためには、地方卸売市場と連携しつつ施策を展開することが求められる。 都民に円滑かつ安定的に生鮮食料品等を供給するという目的をより達成するために、地方卸売市場とともに実施可能なことを検討し、必要な連携の在り方を検討されたい。	一部の地方卸売市場においては、市場の所在する自治体等との間で、既に災害時における連携協定を締結している市場もあるため、協定締結状況を確認した。 これを踏まえ、今後、地方卸売市場との連絡体制を明確化し、災害時に連絡できる環境を構築していく。	改善中
意見	1-2 (52)	施設の維持更新計画の計画的な策定について	個別の建物における維持更新計画及び市場単位のマスタープランについては、令和6年度から令和8年度に策定する計画とされているが、年度別の詳細な策定スケジュールや策定手法等については示されなかった。 劣化度調査の結果を踏まえ、令和8年度までの個別の建物における維持更新計画及び市場単位のマスタープランの策定に向け、計画的に取り組まれたい。また、市場施設の使用者である市場業者と、早い段階でマスタープランを共有し、円滑かつ着実に施設整備を実施されたい。	令和6年度は、各建物の建築及び設備の部位ごとに、耐用年数や、令和4年度から令和5年度に実施した劣化度調査の結果を踏まえ、令和7年度に策定予定である維持更新計画の基礎資料を作成した。 令和7年度は、財政計画との整合性などを考慮した建物ごとの維持更新計画の策定に取り組んでいる。 令和8年度は、維持更新計画(案)を策定後、これまでの課題を整理し、市場単位の工事計画(マスタープラン(案))の策定に向けて取り組んでいく。	改善中
意見	1-3 (53)	市場全体の施設整備に係る長期的なロードマップについて	中央卸売市場全体をどう最適に機能させていくか、長期的な視点からの投資規模や整備の優先順位等の考え方を整理し、市場全体の施設整備に係る長期的なロードマップは明示されていない。 一方で、個別施設における更新計画が策定され、工事が実施されようとしているが、市場全体の施設整備に係る長期的な方向性が示されていない中では、個別施設単位で適切な更新計画を策定したとしても、必ずしも全体最適となるとは限らない。 また、各市場施設の更新に当たっては、卸売業者等における定期借地を用いた投資も想定されるが、市場全体の施設整備に係る長期的なロードマップの下で、投資判断が行われることが重要と言える。 考慮すべき多くの重要な課題が想定されるが、次期経営計画の策定に当たっては、中央卸売市場全体の機能を最適化する観点から、市場全体の施設整備に係る長期的なロードマップを可能な限り具体的に作成し、反映させるよう検討されたい。	ロードマップの検討等に向けて、劣化度調査の結果等を基に、建物ごとの維持更新計画の基礎資料を取りまとめた。 また、経営計画の見直しに向けた基礎調査の外部委託により、卸売市場を取り巻く内外の環境分析を進めている。 今後、ロードマップの策定に向けて課題等を整理する。	改善中

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-4 (61)	経営の現状分析及び将来の事業環境の把握について	経営計画では、経営の現状分析や将来の事業環境の把握が不十分であると考えられる。 豊洲市場に限らず、新規市場の開設や市場の再整備といった大規模な投資を行えば、減価償却費等の費用の増加に結び付くことから、現状分析を通じて今後の市場全体の共通課題を把握し、経営の改善に結び付けることが望ましい。 経営改善のための具体的な対応策を講じるには、中央卸売市場会計の現状や経営上の課題を明らかにすることが重要であるため、次期経営計画の策定に当たっては、総務省のガイドラインなどを参考に、詳細な現状分析及び将来の事業環境の把握を実施されたい。	市場会計の財政状況や都の経営改善の取組をテーマに、全場の市場業者との意見交換を実施した。また、令和6年5月には、これまで都が分析し、今後の更なる経営改善に向けた検討素材となるべき項目等を内容とする「東京都中央卸売市場会計 経営レポート」を作成し、公表した。 これらの取組や、維持更新計画の策定に向けて収集した基礎資料を踏まえ、現状分析等につながる次期経営計画の策定に必要なデータを作成した。	改善中
意見	1-5 (65)	長期収支等の見通しの作成について	経営計画における長期収支等の収益については、売上高割使用料を使用料単価や取扱数量等の各要素に、施設使用料を使用料単価や利率等の各要素に分解し、認識された課題を踏まえ、売上高割使用料収入及び施設使用料収入のそれぞれの推移の予測を用いた試算を行うことが望ましい。 また、費用については、維持更新計画の長期収支等への反映と併せて、現状分析と将来の事業環境の予測に基づき費用の試算を行うことが望ましい。 収益・費用の両面から全体を見据えて、経営の現状分析と将来の事業環境の把握をしっかりと行った上で、実態に合わせた長期収支等の見通しの作成を検討されたい。	市場会計の財政状況や都の経営改善の取組をテーマに、全場の市場業者との意見交換を実施した。また、令和6年5月には、これまで都が分析し、今後の更なる経営改善に向けた検討素材となるべき項目等を内容とする「東京都中央卸売市場会計 経営レポート」を作成し、公表した。 さらに、都の他の公営企業における土地の利活用による収入確保の事例や、維持更新計画の策定に向けて収集した基礎資料を踏まえ、次期経営計画の策定に必要なデータを作成した。	改善中
意見	1-6 (65)	維持更新計画の長期収支等への反映について	経営計画における長期収支等における建設改良費は、現有資産の取得価額をベースに、一定年数で更新するという前提で推計している。 しかし、市場施設に求められる規模や機能は、流通環境や市場関係者のニーズとともに変化しており、現在の施設をベースにした場合とニーズを反映させた改築等を行う場合とでは、乖離が生ずる可能性がある。建設改良費は多額となる可能性もあることから、維持更新計画が将来の長期収支や資金収支に与える影響も大きくなることと想定される。 維持更新計画を長期収支等へ反映することにより、使用料額設定や使用料体系の見直しに加えて、全体最適の観点から、経営計画でいう「より効果的・効率的な市場施設への投資のあり方」の検討に影響することも考えられる。したがって、可能な限り次期経営計画では、長期収支等へ反映することを検討されたい。	各建物の建築及び設備の部位ごとに、耐用年数や令和4年度から令和5年度に実施した劣化度調査の結果を踏まえ、令和7年度に策定予定である維持更新計画の基礎資料を作成した。 引き続き、建物ごとの維持更新計画の策定に取り組むとともに、長期収支への反映に向けた検討を行う。	改善中

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号(頁)	項目	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-7(70)	市場別の財務情報について	経営指針では、市場別の財務情報について、「様々な類型や形態等がある民間経営手法について、幅広く検討していくことができるよう、調査の前提となる、市場別の収支計画や将来の更新投資計画などの材料・情報を整理していく。」と今後の取組の方向性を示している。一方で、経営計画では、市場別の財務情報について明示的に言及されておらず、市場別の収支計画の策定に向けた具体的な検討が進んでいない。 将来にわたって安定的に事業を行っていくためには、市場ごとに経営状況を把握することが重要であることから、共通として集計した収益・費用をどのよう基準で区分するかなどの課題の整理は必要であるが、市場別の財務情報を用いた詳細な分析等の実施を検討されたい。	厳しい状況にある市場会計の実情等を経営レポートにまとめ、持続可能な市場運営の実現に向けて、全場の市場業者と意見交換を実施した。 その際、併せて、包括外部監査報告書における市場別収支の試算を用い、各場の特徴や課題等を説明するとともに、意見交換を行った。 引き続き、令和6年度決算を踏まえた市場別の財務情報の把握に向けた各種の試算を行うとともに、その試算を活用した分析と経営改善の取組を行っていく。	改善中
指摘	1-1(71)	食肉市場の光熱水費の会計処理について	食肉市場の光熱水費は、中央卸売市場会計分・と場会計分をまとめて中央卸売市場会計から各事業者(水道事業者等)へ支出し、後日、と場会計相当分をと場会計から中央卸売市場会計へ支払っている。 と場会計の光熱水費を中央卸売市場会計が一時的に支払うという経済活動は、中央卸売市場会計が費用を認識する損益取引ではなく、立替金等の勘定科目を用いて、損益計算に反映させない会計処理をすべきと考えられる。 現状の会計処理では、中央卸売市場会計において、と場会計が負担する光熱水費が費用として計上され、後日、と場会計から中央卸売市場会計へ支払われたと場会計相当分が収益として計上されるため、経済実態が損益計算に適切に反映されていない。 したがって、食肉市場の光熱水費について、適切な損益計算がなされるよう会計処理の見直しを実施されたい。	食肉市場の光熱水費のうち、と場会計負担分について、令和7年4月より、仮払金の勘定科目を用いて、損益に反映させない会計処理に変更した。	改善済
意見	1-8(74)	市場運営費の削減及び収入確保に向けた取組について	経営計画において、経営改善策の検討・実施に加え、市場の活性化に向けた取組を通じて、使用料収入の増加を図ることを記載しているが、「市場運営費の削減」や「収入確保」については、経営改善の取組事例としての位置付けであり、目標値が設定されておらず、具体的な実行計画となっていない。 このような状況では、実効性のある経営改善策とは言えないことから、具体的な実行計画について幅広く検討するとともに、経営改善の根幹である収入確保と運営費の削減に向けた定量的な目標設定を行い、実効性のある経営改善の取組を実施されたい。	持続可能な市場運営の実現に向け、厳しい状況にある市場会計の実情等を経営レポートにまとめ、全場の市場業者と意見交換を行い、現状の課題認識の共有、理解の促進を図った。 この市場業界との共通認識の下、市場会計の経営改善に向け、他自治体や都の他の公営企業で使用されている経営改善策に係る調査を実施するとともに、予算編成段階において局独自のシーリング設定を行うなど、経費削減の取組を実施した。	改善中

令和5年度包括外部監査 中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

区分	番号(頁)	項目	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-9(74)	市場使用料について	中央卸売市場会計の損益は、平成28年度以降は赤字となり、減価償却費等の影響により、当面赤字で推移することが見込まれるため、現状においては、収益的収支が均衡しておらず、「総括原価方式」は、必ずしも上手く機能していない。 使用料単価については、中央卸売市場設置前の単価を踏襲した上で、市場使用料によって賄うべき経費を算出し、不足している部分について、充足するようにして料額を改定していることから、将来を見据えた受益と負担の観点からの検証も重要である。 また、過去の経緯や収支均衡が崩れている状況からも、「経営レポート(原簿)」を活用した経営改善の取組と同時進行で、今後、総括原価方式を維持していくのであれば、「使用料体系の見直し」「使用料額の改定」について、関係者との調整を十分に行い、方向性を検討されたい。	持続可能な市場運営の実現に向け、厳しい状況にある市場会計の実情等を経営レポートにまとめ、全場の市場業者と意見交換を行い、現状の課題認識の共有、理解の促進を図った。 この共通認識に基づき、市場業者に使用料の見直しに係る議論の進め方について説明を行い、一定の理解を得て経営改善に要する使用料を含めた課題の明確化等の議論に着手した。	改善中
意見	1-10(75)	市場使用料あり方検討委員会の活用について	市場使用料あり方検討委員会は、最近では、平成21年7月から平成24年5月まで開催されたが、その後は、現時点まで開催されていない。関係者との調整を行い、必要な場合には、市場使用料あり方検討委員会を改めて活用されたい。	使用料の見直しについて、使用料のあり方全般を対象に、都と業界で課題の明確化も含め議論を行い、その後、第三者の視点での議論を要する事項については、外部有識者等も含めた検討委員会を立ち上げ更に議論を進めたい、という進め方について市場業界に説明を行い、一定の理解を得た。	改善済
意見	1-11(76)	民間経営手法の活用について	経営計画では、今後の取組の方向性として、民間経営手法の活用可能性を検討しているが、具体的な検討が行われた結果は見当たらなかった。 中央卸売市場会計の強固で弾力的な財務基盤の構築の実現に向けて、民間経営手法の検討は有用であると考えられ、その検討・実施までの期間は長期になることが想定されるため、可能な限り早期に検討を実施されたい。その際は、市場の経営に関する情報を積極的に関与・提供し、民間事業者から様々な提案が得られるような環境を構築されたい。なお、官民連携(P.P.P)の検討は、施設整備・維持更新と密接に関わっていると考えられるため、今後の施設の維持更新計画の策定に合わせて検討を実施されたい。	民間経営手法の活用について、市場業界との「経営レポート」を活用した意見交換会において、他都市における民間経営手法の事例紹介を実施し、検討の必要性について共有を図るなど、取組を進めている。 また、施設整備においては、スケルトン・インフィルの考え方を採用し、使用者である市場業者が利便性等に沿った整備を進めている。特に、産種市場拡張整備においては、定期借地権を設定した敷地に、卸会社が自動立体冷蔵倉庫を整備中である。 今後、施設整備にかかるロードマップにおいては、施設整備に関し、民間経営手法の活用も含めて検討を行う。	改善中
意見	1-12(81)	商取引のデジタル化に向けた取組について	令和4年度に行われた卸売業者、仲卸業者を対象とするアンケート等による市場業者の実情についての調査結果では、「上流(産地)や下流(実需者)に生まれ、一社でデジタル化を進めるのは困難」などの課題が認識されているが、課題解決に向けた具体的な検討や試行の取組が進んでいない。 2040年代の目指すべき姿として描くビッグデータの活用に向けて、品目・品種コード体系の整備・統一や市場内における決済の電子化、卸・仲卸間での受発注取引情報の電子化を進めるためには、市場業者の実情調査を踏まえた推進策を検討・共有する必要がある。 都が市場開設者として強いリーダーシップを發揮し、検討組織を立ち上げるなど、今後の具体的な取組について早急に検討されたい。	市場業者の実情について令和6年度にヒアリングを行った。 また、市場業者によるECサイトや受発注システムの構築などのデジタル化に向けた取組に対して、経営支援事業において後押しをするとともに、市場業者のニーズを踏まえ、令和7年度は補助率や補助上限額を拡充した。 さらに、市場業者向けの情報誌などを通じて、デジタル活用の事例を広く周知した。 引き続き、市場業者のDXの取組に対して、しっかりと支えていく。	改善済